

確定申告・町県民税申告はお早めに

令和6年分の申告窓口を開設します。

当日は対象地区の人を優先しますので、できる限り地区指定日にご来場ください。

また、申告会場では混雑が予想されるため、e-TAXを利用した電子申告にご協力ください。

申告受付日時・対象地区・会場

月日		対象地区		会場
		【午前】 8時30分～11時30分	【午後】 13時～16時	
2月	17日月	岩谷口・射場	外山・鵜ノ崎・大谷	中央公民館講堂
	18日火	千里地区（川登・万年）・大平・岩谷	上ノ山・戎・中通・富士	
	19日水	天神	五本松	
	20日木	久保田・客	向南台	
	21日金	北川毛		
	25日火	指定日に都合の悪い人		
	26日水	上原町・三角	八瀬・県団地	
	27日木	高尾田		
	28日金	麻生・田ノ浦・拾町	重光・八倉	
3月	3日月	南ヶ丘・南ヶ丘北・上野	原町	ひろた交流センター
		総津 ※9時～15時（対象は広田地区に限定しています）		
	4日火	山並・永立寺	大畑・あかがね	中央公民館講堂
		満穂・篠谷・玉谷・大内野 ※9時～15時（対象は広田地区に限定しています）		ひろた交流センター
	5日水	さかえ・幸田	頭ノ向	中央公民館講堂
		中野川・多居谷・仙波・高市 ※9時～15時（対象は広田地区に限定しています）		ひろた交流センター
	6日木	宮内		中央公民館講堂
	7日金	千足・上南台	大角蔵・七折・川井・川井団地	
	9日日	指定日に都合の悪い方		
	10日月			
	11日火			
	12日水			
	13日木			
	14日金			
	17日月			

※3月9日 日 は混雑が予想されます。できる限り平日にお越しください。

開場 8時20分

※早めの来場はご遠慮ください。

※例年開場から1時間ほどは混雑します。

※申告の内容によっては、受付順が前後する場合があります。

待ち時間短縮のため、事前に所得や控除の計算など「資料整理」にご協力ください

- 医療費控除を受ける方は「医療費控除の明細書」の作成が必要です。 ※領収書は5年間保管が必要
- 営業所得、農業所得、不動産所得を申告する方は、事前に収支内訳書の作成をお願いします。
- 扶養家族がいる方は、扶養家族の個人番号が分かるものを持ってきてください。

問 税務課 町民税係 ☎(962) 2061

申告が必要な方

令和7年1月1日現在、町内在住で①から⑦のいずれかに該当する方

- ①営業、農業、不動産、配当、雑所得（例：年金）などの各種所得がある方
- ②給与所得者で勤務先から町に給与支払報告書の提出がない方
- ③給与所得者で給与所得以外の所得がある方
- ④2カ所以上から給与の支払いを受けている方
- ⑤前年に退職し再就職をしていない方
- ⑥医療費、生命保険料などの控除を受けようとする方
- ⑦無収入で国民健康保険、後期高齢者医療制度に加入している方（申告をしないと、軽減措置を受けられなくなる場合があります）

注1）株式、先物、不動産譲渡、山林などの分離課税の所得があった方や青色申告の方、住宅ローン控除1年目の方は、松山税務署での申告をお願いします。

注2）令和6年中に2カ所以上から所得税の定額減税を受けている場合は、確定申告で精算してください。

この他にも町で受付が難しいと判断した場合は税務署を案内させていただきます。

申告相談に必要なもの（□に✓して確認）

- ☐ 本人、扶養親族の本人確認書類（マイナンバーカード、マイナンバー通知カードなど）

所得の計算に必要な書類

- ☐ 給与、年金などの源泉徴収票（原本）や事業主からの支払証明書
- ☐ 生命保険の年金や一時金などの書類
- ☐ 収支内訳書（営業、農業、不動産などの所得がある方）

各種の所得控除を受ける場合

- ☐ 社会保険料控除証明書（国民年金保険料、任意継続健康保険料など）
- ☐ 生命保険料、地震保険料控除証明書、寄付金などの支払証明書または領収書
- ☐ 医療費控除の明細書
- ☐ 親族関係書類、送金関係書類（国外居住親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合のみ）

障害者控除を受ける場合

- ☐ 身体障害者手帳や療育手帳など
- ☐ 障害者控除対象者認定書（65歳以上で介護保険の要支援か要介護の認定を受けている方に交付）

※必ず申告前に介護福祉課で認定書の交付を受けてください。

所得税の還付申告をされる場合

- ☐ 振込先口座（申告者本人名義）のわかるもの（キャッシュカード、通帳など）

松山税務署での申告受付

申告と納税は期限内にお済ませください

- 令和6年分所得税および復興特別所得税・贈与税の期限 3月17日（月）
- 令和6年分個人事業者の消費税および地方消費税の期限 3月31日（月）

チャットボット
への相談はこちら



申告相談は電話やチャットボットをご利用ください

- ① 国税相談専用ダイヤル 0570-00-5901 自動音声案内『0』をプッシュ
- ② パソコンやスマートフォンからチャットボットに相談いただくと、AIが自動で回答します。

振替納税をご利用ください

振替納税は、所得税および復興特別所得税、個人事業者の消費税および地方消費税の納税に利用できます。

申込方法 申告期限までに①②のいずれかで提出してください。

- ① 依頼書を e-Tax でオンライン提出
- ② 「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を、税務署または振替納税を利用する金融機関に書面で提出

※ 準確定申告書など、振替納税が利用できない場合があります。また、期限内に確定申告書の提出がない場合は、利用できません。

※ 申告書の提出後に税務署から納付書の送付や納税通知等のお知らせはありません。



詳しくは
確定申告特集を
ご覧ください

問 松山税務署・電話相談センター ☎ (941) 9121